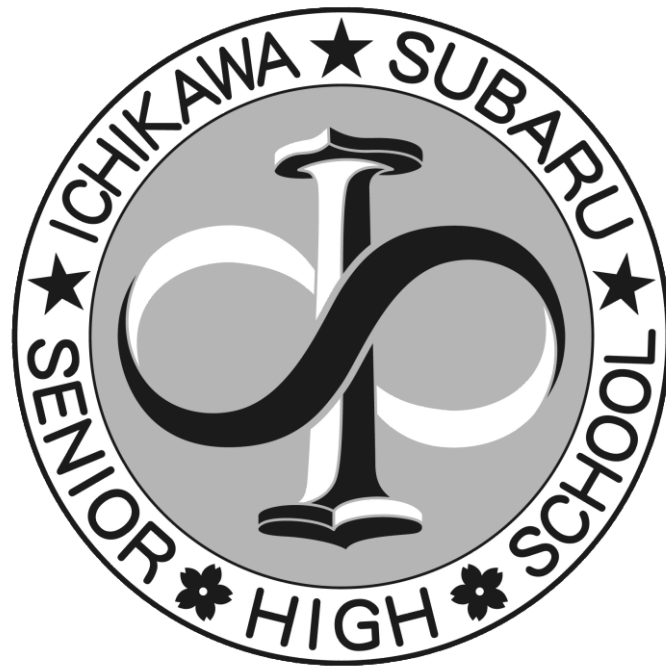


# 学校いじめ防止基本方針

—誰にとっても居心地のよい学校創造のために—



平成26年3月3日

千葉県立市川昂高等学校

## 1 策定の理念

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第13条には、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されており、また、第22条には「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定されている。本県においても、法律の趣旨を踏まえつつ、県として取り組むべきことを整理し、いじめの防止及び発生したいじめへの迅速かつ適切な対応を推進し、県民一丸となっていじめの根絶を目指すために、平成26年2月の定例県議会において千葉県いじめ防止対策推進条例を制定した。千葉県立市川昂高等学校は、法律の施行を受けて、以下のとおり、「学校いじめ防止基本方針―誰にとっても居心地のよい学校創造のために―」を策定するものである。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な事例として以下のものなどが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ここに挙げたものは、あくまでも事例であり、これに限定されない。結果として被害生徒が肉体的、精神的苦痛を感じれば、その行為はいじめである。実際に起こった事案や、教職員・生徒の意見を参考に、「いじめ」に該当する項目をその都度追加していく。

なお、現実空間上だけでなく、インターネット上の場合も含まれる。

## 2 基本姿勢

本校職員は、「いじめ」が人格の否定であり、人権侵害であることを深く認識している。「いじめ」は、それを受けた生徒だけでなく、それを行った生徒、観衆としてはやし立てた生徒、傍観していた生徒、見て見ぬふりをしてきた生徒、これらすべての生徒の人格的な成長や発達を歪め、阻害する。したがっていじめは、人格の完成を目指す教育現場にあって、絶対に許されない行為であり、教育の根幹にかかわる問題として認識している。

しかし同時に、「いじめ」がすべての人間集団に普遍的に生じやすい現象であることも認識している。それだけに全職員が、些細な兆候も見逃さず、きめ細かく対応し、情報を共有することで、日常的に発芽してくるいじめの芽を、影響が小さいうちに摘み取る作業を、不断に繰り返していく必要があることも深く認識している。その中で、いじめと関連のない単発に見える暴力や暴言についても未然に防ぐように正しい人間関係を構築させる努力を続けている。そして、全職員のこうした姿勢や行動から、生徒たちが、一人ひとりの「人間の尊厳」を守り、実現していくことの大切さを学び取っていくと確信している。

本校はユネスコスクールに指定されている。『ユネスコ憲章』の前文に「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」という一文がある。「いじめ」も戦争と同様に、人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に「いじめ」を許さない砦を築く必要があることを、全職員・全生徒が深く自覚するための活動を日常的に行っていく。

## 3 いじめ予防施策

### (1) 情報収集

- ①年間2回生徒アンケートを実施する。
- ②学年会議や学年室内で些細なことでも情報交換をする。
- ③休み時間や昼休み、放課後に職員が校内を巡回し、生徒の様子を観察する。
- ④生徒から個別の情報提供があった場合、教育相談室など他の生徒の出入りのない場所でじっくり話を聞く。

\*いじめに関連する情報を確認した場合は、周辺生徒など多方面から関連情報を集める。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ①いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的なアンケート調査を実施する。質問項目には、インターネットを通じたいじめについての質問項目も設けることとする。

・生徒対象いじめアンケート調査年2回（5月、1月）

\*実施については、机間を十分にとる、選択肢を縦に並べる等レイアウトを工夫する、全ての生徒が同じ時間帯に回答できるようにする及びアンケート用紙は教員

が回収する等厳正な状態を確保し、全ての生徒が安心して回答できるように配慮する。

- ・アンケート用紙に「いじめゼロ宣言」を印刷し、生徒の意識を高める。

＊アンケートを実施するにあたって、いじめを止めることができない場合に信頼できる人に相談する「勇気」についてその重要性を具体的に説明する。

②個人面談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査を実施する。

- ・生徒個人面談と保護者個人面談を年2回実施（6月、10月）し、成績や進路関係の相談の他に交友関係の悩みなどについて話し合う。

③いじめ相談窓口の設置

- ・セクハラ防止委員の常駐する準備室等を活用し、相談窓口とする。

○校長室 ○教務室 ○事務室 ○保健室 ○各科準備室

④いじめ相談機関の連絡先を全校生徒に配布するとともに生徒昇降口に掲示する。

24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
ヤングテレホン	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

(3) 生徒・保護者への啓発活動

- ①『教育相談だより』を発行し、いじめに関する短いコラム（被害生徒・加害生徒・傍観生徒へのメッセージ文）を定期的に掲載し、予防に努める。
- ②道徳やLHRの時間に、命の大切さ、個人の尊厳、対等な人間関係の構築、集団活動の重要性の関係などについて考えさせる。
- ③ネットいじめの犯罪性を訴える標語を教室に掲示する。
- ④生徒会と連携し、各クラスにおいて『いじめを根絶するための方策』の標語やポスターを作成・掲示し、投票等を通じて生徒自身のいじめ防止に対する意識を高める。
- ⑤図書室にいじめ関連コーナーを設け、生徒各自がいじめについての認識を深められる環境をつくる。
- ⑥いじめと認定された場合、特別指導の対象になることを『教育相談だより』に明記し、いじめ行為の重大性と問題性を深く認識させる。
- ⑦地域や家庭との連携を図るために、PTA、「開かれた学校作り委員会」及び「県内100カ所ミニ集会」と連携し、保護者向けの「いじめ防止」についての講演会、携帯電話を含むインターネットの使い方説明会等を企画・開催する。
- ⑧保護者用『教育相談だより』を配布し、学校がいじめ防止や早期発見の取り組みや生徒の現状を共有し保護者との連携を密にする。
- ⑨啓発活動の指導計画については別途定める。

#### (4) 教職員の姿勢

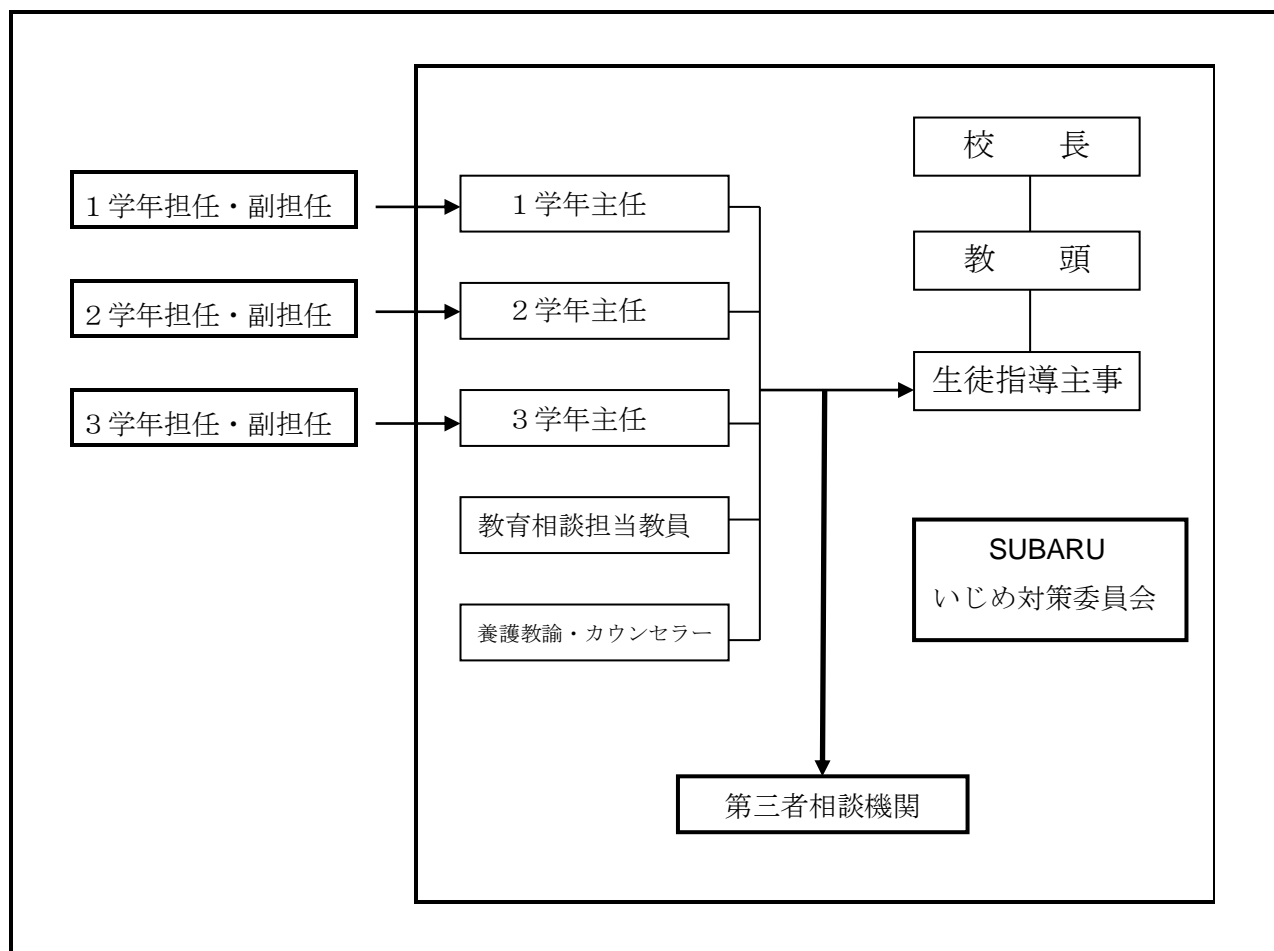
- ①いじめを絶対に「見逃さない・許さない」という姿勢を生徒に明確に示す。有形・無形を問わず、いじめに発展しやすい行為を逐一注意する。
- ②いじめが行われず、すべての生徒が安心して、学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、速やかで適切な対応により再発防止に努める。
- ③教職員が日常の学校生活で留意すべき事象
  - 「冷やかし」 ○「からかい」 ○「口真似」 ○「いいがかり」 ○「脅し」
  - 「たかり」 ○「持ち物隠し」 ○「使い走り」 ○「噂の言いふらし」 ○「物品の破損」
  - 「仲間はずれ」 ○「集団による無視」 ○「ふざけ合いを装った暴力行為」など。
- ④教職員の不適切な言動がいじめを誘発してしまうことがあることを深く認識し、自己チェックを怠らない。
- ⑤生活指導場面や LHR だけでなく、授業＝学習指導の中でも「人間の尊厳」を身近に認識できるよう心掛ける。具体的には、生徒一人ひとりが自己有用感を持つことができるように彼らの発言を教科授業の中で大切にし、それらを積み重ねることで授業を展開するよう工夫する。そのことが自分を含む人間を尊重することへとつながるように留意する。
- ⑥体育祭や球技大会などクラス対抗的な行事に際して、敗因として特定の生徒が非難されることがないように十分配慮する。
- ⑦インターネット上のいじめへの対応
  - 一端発信されたいじめに関する情報の伝播性、急速性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会を開催する。指導計画については別途定める。

## 4 いじめ対策組織

### (1) 組織構成

- ①組織名：「SUBARUいじめ対策委員会」

## ②組織図



## ③組織構成の留意点

- ・ いじめの存在の有無にかかわらず、学期に1回定例会を開催する。
- ・ いじめと疑われる相談及び通報・発見があった場合には会議を緊急開催する。
- ・ 組織外のサポート体制として、PTA会長、自治会長など、家庭・地域にも通報窓口や予防措置などを含めた協力依頼を行う。

## (2) 役割

### ①いじめ発生時の対応

- ・ 対応の基本姿勢

迅速に、時期を捉えて、事実に基づいて、一貫性を保って、具体的に、効果的に、継続的に、組織としての対応を基本とする。また、校長が重大事案と判断した場合は、県教育委員会学校安全保健課に一報を入れるとともに、以後、指導課生徒指導室への

報告及び対応協議を行う。事実を解明するために丁寧な事情聴取が重要となる。事情聴取の留意事項については以下のとおり。

＊事情聴取に際しての留意事項

- ・被害生徒→周囲にいる冷静に状況を把握している者→加害生徒の順に聴取を進める。
- ・安心して話せる相手（教員等）、場所などに配慮し、特に被害生徒と周囲の生徒から聴取する際は人目につかない場所や時間帯に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・聴取した情報の秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払う。
- ・聴取後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者にその日のうちに直接事情を説明する。
- ・できるだけその後の経過も追記できるような記録用紙に記録し、手書きのものと電子媒体（ワープロ等）との両方に記録し、厳重に保管する。

②被害生徒への対応（9項目）

- ・うなずきながら話を聞く。（傾聴）
- ・被害生徒の訴える言葉を繰り返してあげる。（反復）
- ・話が混乱しているときは、教師が内容を整理し、生徒に確認させる。（整理）
- ・わからないことは、時間をかけて尋ねる。（ゆとり）
- ・生徒の気持ちを受け止め、言動を支持する。（共感）
- ・言葉や表情に危険なサインがないか、様子に注意する。（観察）
- ・「君は悪くない」というメッセージを送り続ける。（理解）
- ・生徒の要望を、被害生徒の立場にたって受け止める。（受容）
- ・独りにしない。（協働）
- ・学校が被害生徒を徹底して守り、支援していくことを伝える。（保護）
- ・今後の対応について不安が残らないよう丁寧に対応策を示す。（安心）

② 加害生徒への対応（10項目）

- ・追い詰めるような詰問はしない。（ゆとり）
- ・事実を明確し、記録する。（加害生徒本人にも書かせる）
  - 何があったのか？      ○いつからか？      ○どんな時か？
  - どこで？      ○誰と？      ○どんなふうにか？
  - なぜ？
- ・被害生徒の悩みや苦痛に気づかせる。（認識）
- ・いじめを認めたら、反省を求める。（受容）
- ・反省の気持ちをどのように伝えるかを考えさせる。（理解）

- ・いじめの認識が欠如している場合は、時間をかけて話し合う。（反復）
- ・「いじめは絶対に許さない」との姿勢を貫く。（強調）
- ・被害者や情報提供者に対して威嚇や報復的行為を行った場合は、そうした行為自体もいじめに相当する行為として指導することを明示する。
- ・教師は威圧的な態度を取らない。事情聴取が長時間に及ばないように配慮する。
- ・過去の立場の確認を行う。

（加害生徒がいじめにあった経験がある場合にも留意）

### ③ 被害生徒の保護者への対応

- ・保護者に来校を求め、いじめ問題の事実を正確に、確実に伝える。
- ・問題解決への学校の考えや姿勢を伝える。
- ・被害生徒の保護に万全を尽くす方針を伝え、学校カウンセラーによるケアについて説明する。
- ・要望を、保護者の立場に立って受け止める。
- ・情報の共有を共通理解とするが、個人情報取り扱いに配慮する。
- ・謝罪すべきことについては、きちんとお詫びする。

### ⑤ 加害生徒の保護者への対応

- ・生徒が加害を認めた場合、保護者に来校を求め状況を説明する。
- ・生徒が加害を認めない場合であっても、保護者に来校を求め客観的状況を説明する。
- ・いじめ問題の事実を正確に、確実に伝える。
- ・いじめ問題の重大性をお互いに認識し合う。
- ・被害生徒およびその保護者の状況について理解を求める。
- ・加害生徒へのかかわり方について共通理解する。
- ・責めるのではなく、加害生徒の「心のありよう」や「考え方」を見つめてもらう。
- ・保護者の前で加害生徒に、必要な事実を確認してもらう。
- ・保護者と加害生徒との関わりを多くするよう依頼し、理解を深めてもらう。
- ・きちんと被害側に謝罪してもらう。

### ⑥ 傍観者への対応

- ・自分がどのようなタイプの傍観者だったかを自覚させる。  
○葛藤タイプ ○無関心タイプ ○はやし立てるタイプ など
- ・傍観した自己を振り返らせ、「自分の心」を見つめさせる。
- ・「いじめられる側にも問題がある」という考え方を許さない。
- ・被害生徒の立場に身を置かせ、いじめの卑劣さを考えさせる。
- ・人間としての正しい行動とは何かを考えさせる。
- ・人間としての正しい行動がとれるよう、日頃から動機付ける。

### ⑦ マスコミへの対応については、別途定める。

### ⑧ 重大事態発生時の対応



・重大事態についての基準

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。（いじめ防止対策推進法 第28条）

＊生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

・重大場合の措置

学校設置者は又はその設置する学校は、上記に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の元に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

・報告、連絡

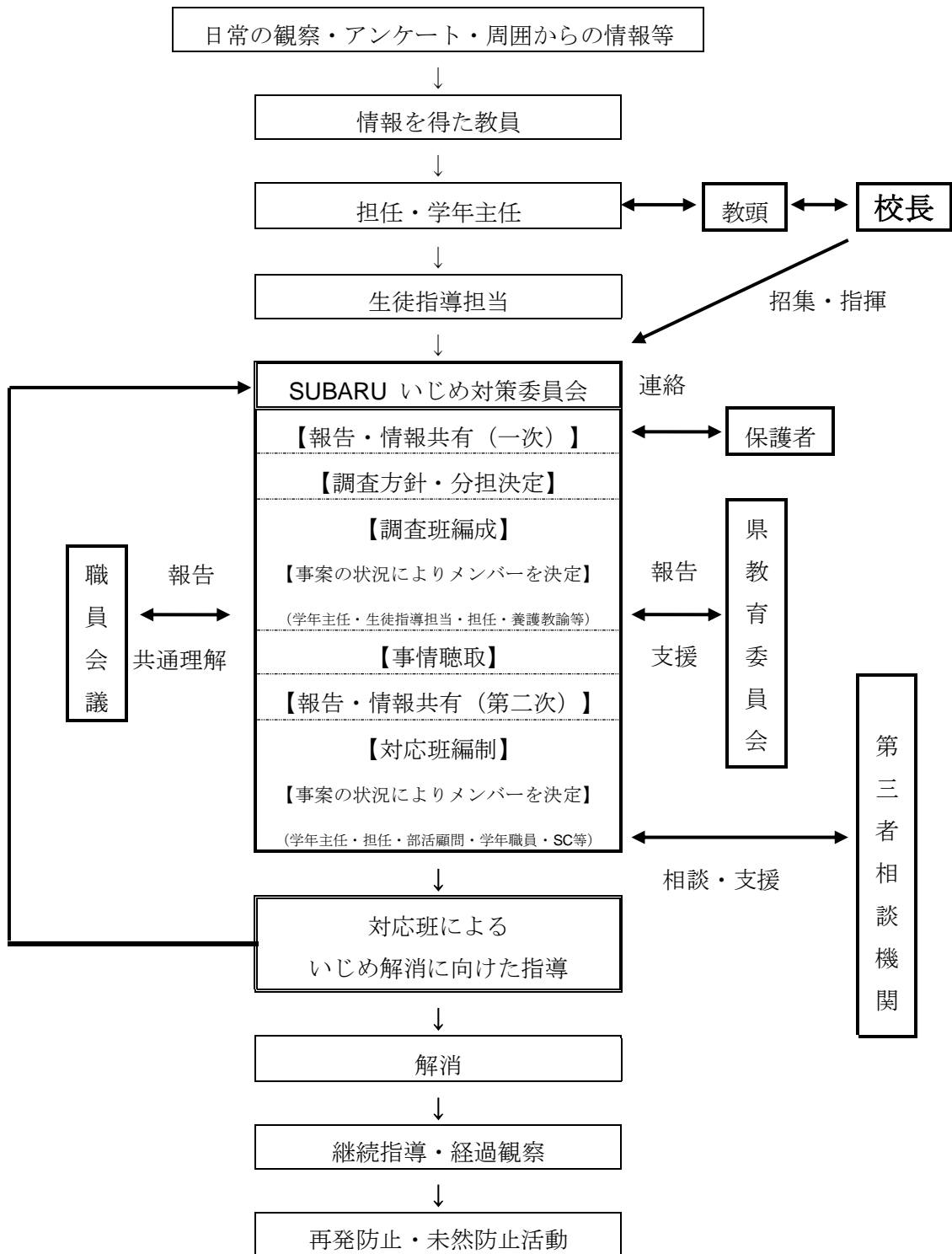
重大事態発生時の連絡体制は以下の通りとする。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長  
校長→学校安全保健課→教育長→知事  
→指導課

＊ただし、緊急時は臨機応変に対応する。本校の電話番号、緊急時の連絡先は、以下のとおり。

本校電話番号 047-371-2841

【いじめが起こった場合の学校全体の組織的対応の流れ】



## 5 公表及び点検・評価

### (1) 公表

- ①『教育相談だより』に、関係者が特定されないよう十分配慮した上で、対応した「いじめ案件」を当事者に確認後、許容できる範囲で掲載し、生徒及び保護者に公表する。
  - ・生徒向けとして、「いじめ案件」の概要を掲載することで、生徒自身が自分の生活を振り返り、いじめ的行为をしていないか、そういう場面を黙認していないかを自分自身で検証させる。
  - ・保護者向けとして、「いじめ案件」の概要と学校側の対応、現在の状況を掲載することで、風評による不安を取り除き、学校側の取り組みについて正しく理解してもらう。本件についての児童相談所や学校カウンセラーなどの第三者機関の点検や評価についても掲載することで、安心感を高めてもらう。
- ②教育委員会に対して、「いじめ案件」の概要と学校側の対応、現在の状況を報告する。

### (2) 点検・評価

- ①案件ごとに、SUBARUいじめ対策委員会で、分析及び自己評価を行う。
- ②案件ごとに分析結果を全職員に周知することにより、事案後の推移や人間関係の観察などの注意喚起を行う。
- ③児童相談所や学校カウンセラーなどの第三者機関に、「いじめ案件」の概要と学校側の対応、現在の状況を示し、その妥当性を点検してもらう。
- ④学校ホームページに策定した「学校いじめ防止基本方針」を掲載、周知に努めるとともに、状況により、方針を改訂した場合は、速やかに更新する。
- ⑤いじめ事案の発生状況やその対応への評価を年度ごとに検討し、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、各年度末により一層実効性のあるものに改訂していく。

附則 本方針の運用は、平成26年3月3日からとする。

附則（平成27年2月18日変更）

本方針の運用は、平成27年2月18日からとする。